松戸市農業委員会総会議事録

令 和 ８ 年 ９ 月 １ ０ 日

令和８年松戸市農業委員会９月総会議事録

松戸市農業委員会会長杉浦昌平は令和８年９月10日午前10時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館７階大会議室に招集した。

１．出席委員

１番	渡　来　和　治	２番	恩　田　浩　二
３番	杉　浦　昌　平	５番	渡　邉　洋　子
６番	杉　浦　勇　司	７番	平　川　正　俊
８番	湯　浅　孝　一	９番	戸　張　嘉　宣
１０番	加　藤　万里子	１１番	齊　藤　　隆
１２番	相　田　敏　克	１３番	渡　邊　慶　弘
１４番	竹　村　　透	１５番	川　上　博　久
明・矢切区域	齋　藤　　香	明・矢切区域	金　安　幸　雄
東部区域	湯　浅　英　雄	常盤平・五香区域	長谷川　義　洋
常盤平・五香区域	山　﨑　唯　司	馬橋・小金区域	小　林　直　一
馬橋・小金区域	湯　浅　　清		

１．欠席委員

なし

１．関係課出席職員　農政課

課　長	内　藤　秀　明	主　査	加　瀬　直　紀

１．事務局出席職員

事務局長	矢　野　貴　久	主幹兼 農地係長	香　西　　崇
主　査	鈴　木　由美子	主　事	加　藤　翔　龍

開会　午前１０時００分

議　　長　定刻となりましたので、ただいまから令和８年９月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名、推進委員が７名でございます。したがいまして、松戸市農業委員会会議規則第７条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議　　長　議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第２項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号７番、平川正俊委員、議席番号８番、湯浅孝一委員の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局　本日、傍聴人はございませんでした。

以上です。

議　　長　事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんでした。

◎議案の提出

議　　長　早速議事に入りたいと思います。

本日の議案は、第１号から第２号までとなっております。

なお、報告事項につきましては第１号から第６号までとなっておりますので、審議終了後、事務局から報告をお願いいたします。

◎議案第１号

議　　長　それでは、議案第１号　農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題といたします。

それでは、利用計画につきまして、農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長　農政課、内藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第１号　農用地利用集積等促進計画につきまして、ご審議をお願いいたし

ます。

当案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を策定するに当たり、本委員会の意見を聞くものでございます。

総会での議案につきまして、１件ごとではなく、一括してご説明させていただき、ご審議をお願いしたいと存じます。

今回は、新規設定案件５件でございます。

それでは、議案第１号を一括してご説明いたします。

お手元に配付されております議案書１ページの１番をご覧ください。申請地につきましては、ピンク色の表紙の冊子でお配りしている参考資料の１ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は和名ケ谷、現況地目は畑、面積は522平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は５年の設定でございます。

借受者の方は、ニンジンを栽培する計画です。

次に２番をご説明いたします。

議案書１ページの２番、参考資料の２ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は和名ケ谷、現況地目は畑、面積は2,549平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は５年の設定でございます。

借受者の方は、ニンジンを栽培する計画です。

次に、３番をご説明いたします。

議案書１ページの３番、参考資料の３ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は和名ケ谷、現況地目は畑、面積は2,048平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は５年の設定でございます。

借受者の方は、コマツナ、エダマメ、ホウレンソウを栽培する計画です。

次に、４番をご説明いたします。

議案書２ページの４番、参考資料の４ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は和名ケ谷、現況地目は畑、面積は1,024平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は５年の設定でございます。

借受者の方は、コマツナ、エダマメ、ホウレンソウを栽培する計画です。

次に、５番を説明いたします。

議案書２ページの５番、参考資料の５ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は紙敷一丁目、現況地目は畑、面積は1,692平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は５年の設定でございます。

借受者の方は、エダマメ、カブを栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　ありがとうございました。

ただいま農政課長から議案第１号につきまして内容の説明がありました。

本案件につきましてはあらかじめ審査会で審議をしておりますので、第２審査会第１審査班の座長の意見を求めたいと思います。よろしくお願いします。

第２審査会第１審査班座長　議席番号６番、杉浦勇司です。

議案第１号について、さきの審査会で審議しました。審査会では、農政課担当者をお呼びし審議した結果、承認すべきと判断しましたので、原案に賛成したいと思います。

議　　長　ただいま座長から、承認すべきとのご意見がございました。

まずは、議案第１号の１番及び２番につきまして一括で審議を行います。

この案件は、松戸市農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に抵触する事案でありますので、関係人であります川上博久委員は審議に参加できませんので、ご承知おきください。

それでは、皆さんご意見がある方はお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第１号の１番、２番につきましては、原案のとおり承認をいたしました。

続きまして、議案第１号の３番から５番につきまして一括で審議を行います。

この案件につきましてご意見ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

議　　長　ご意見がないようでございます。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第１号の３番から５番につきましては、原案のとおり承認をいたしました。

農政課長は公務のためここで退席となります。どうもありがとうございました。

（農政課長　退席）

◎議案第２号

議　　長　それでは、続きまして、議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請についての１番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いしたいと思います。

第２審査会第１審査班座長　議席番号６番、杉浦勇司です。

去る９月２日水曜日、議案審査のため第２審査会第１審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、渡邉洋子農業委員、竹村透農業委員、湯浅英雄推進委員、湯浅清推進委員、私の５名により現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし聴取した内容を基に審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請についての１番についてご説明します。

議案書の３ページ、議案参考資料については１ページから２ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の１ページのとおりでございます。

申請地は２筆で、面積は合計で816平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は、売買に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は経営規模を拡大するため、譲渡人の申請理由は農業に従事していないためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。

また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む構成員３人で810日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

農機具については、耕運機１台、トラクター１台、田植機１台、動噴１台、貨物自動車２台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、ネギ、キャベツの栽培を行うとのことです。

以上、審査会では、議案第２号の１番について慎重審議の上、農地法第３条の許可条件に抵触するものはなく、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断しました。

これらをもって、許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　ありがとうございました。

ただいま座長から、申請概要の説明と審査会の意見報告がありました。

審査会意見は、許可すべきとのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

竹村委員。

竹村委員　議席番号14番、竹村透です。当日、申請者に聴取し、問題ない案件です。

議　　長　ただいま、竹村委員より意見がありました。ほかに意見ございますか。

（発言する者なし）

議　　長　それでは、ご意見がないようであります。

それでは、審査会報告のとおり、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第２号の１番につきましては、原案どおり決定をいたしました。

続きまして、議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請についての２番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第２審査会第１審査班座長　それでは、議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請についての２番についてご説明します。

議案書の３ページ、議案参考資料については３ページから４ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の３ページのところでございます。

申請地は１筆で、面積は1,461平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は、贈与に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は農業を永続的に行うため、譲渡人の申請理由は後継者が安心して農業を行うためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。

また、譲受人の耕作従事日数は、構成員４人で470日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

農機具については、農用車２台、スピードスプレーヤー２台、トラクター２台、草刈り機３台、テーラー１台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、ミカンの栽培を行うとのことです。

以上、審査会では議案第２号の２番について慎重審議の上、農地法第３条の許可条件に抵触するものはなく、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断しました。

これらをもって、許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま座長から申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可すべきとのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

湯浅委員。

湯浅（清）委員　推進委員の湯浅清です。

審査会当日、現地調査を行いました。現地にはミカンが10本程度ぐらいしか植わっていなかったんですが、そのことについて質問したところ、昨年、ミカンの木が枯れてしまったということで、現在注文中との回答がありました。また、譲渡人は幼稚園の園長さんでもあり、

幼稚園では梨の栽培、また、芋掘りなどの体験的ではありますが、そういうこともやっているそうです。このミカン畑も同じように、よいミカンが実ればと思うところです。

以上により、私は賛成したいと思います。お諮りをお願いいたします。

議　　長　ありがとうございました。

ただいま湯浅委員より意見がございました。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

（発言する者なし）

議　　長　それでは、ご意見がないようであります。

それでは、審査会報告のとおり、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第２号２番につきましては原案のとおり決定しました。

◎報告事項

議　　長　続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局　それでは、議案書４ページの報告事項１から12ページの報告事項６についてご報告させていただきます。

まず、４ページから５ページ、報告事項１　農地法第３条の３第１項の規定による届出についてですが、７月分として、相続による所有権移転により２件の届出を受理いたしました。

なお、あっせん希望はございませんでした。

次に、６ページから７ページ、報告事項２　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出についてですが、７月分として、田２件、476平米、畑15件、6,474平米、合計17件、6,950平米の届出を受理いたしました。

次に、８ページから９ページ、報告事項３　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出についてですが、畑19件、7,761平米の届出を受理いたしました。

次に、10ページ、報告事項４　農地法第18条第６項の規定による通知についてですが、合意解約の通知が１件ございました。

次に、11ページ、報告事項５　農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局より３件の照会があり、非農地回答をいたしました。

次に、12ページ、報告事項６　生産緑地に係る農業の主たる従事者証明の交付についてですが、１件交付いたしました。

事務局からの報告事項は以上です。

議　　長　はい、ありがとうございました。

◎閉　会

議　　長　以上をもちまして、令和８年９月総会を終了いたします。

閉会　午前１０時２１分